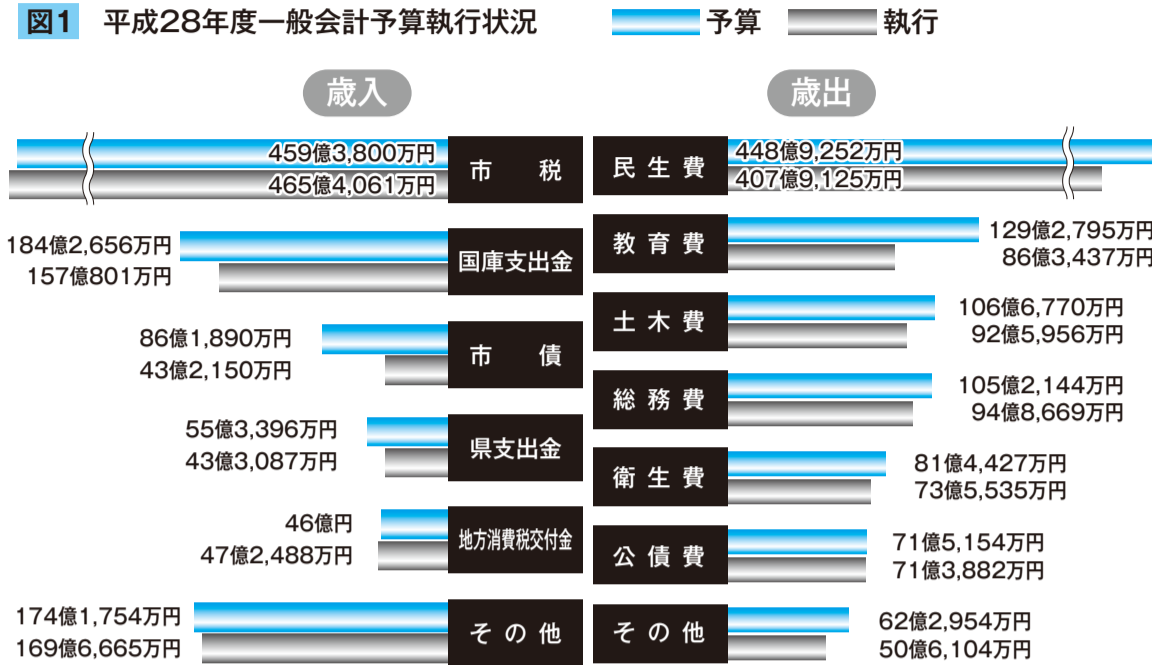


# 平成28年度下半期 市の財政状況

図1 平成28年度一般会計予算執行状況



\*平成28年度下半期(平成29年3月31日現在)の執行状況です。決算額は5月31日に確定します  
\*金額は調整のうえ、1万円単位で表示しています

表1 市民1人当たりの歳出予算額と市税負担額

平成28年度の歳出予算額と市税予算額を市民1人当たりに換算すると、それぞれ次のとおりです  
(平成29年3月31日現在の人口:339,677人)

市民1人当たりの歳出予算額 295,972円						
民生費	教育費	土木費	総務費	衛生費	公債費	その他
132,162円	38,060円	31,405円	30,975円	23,977円	21,054円	18,339円

市民1人当たりの市税負担額 135,240円					
市民税	固定資産税	軽自動車税	市たばこ税	事業所税	都市計画税
66,542円	52,526円	854円	6,624円	1,952円	6,742円

表2 平成28年度の市税予算額(459億3,800万円)の内訳

市民税	226億300万円	固定資産税	178億4,200万円	軽自動車税	2億9,000万円
市たばこ税	22億5,000万円	事業所税	6億6,300万円	都市計画税	22億9,000万円

市では、財政状況を年に2回(6月と12月)公表しています。今号では平成28年度下半期(平成29年3月31日現在)についてお知らせします。なお、市役所の情報公開センター(本庁舎2階)、市立図書館、各地区センターなどの公共施設で冊子「越谷市のせいせい状況(平成28年度下半期)」がご覧になれます。また、市ホームページにも詳しい内容を掲載します。

平成28年度の一般会計の予算額は100億5,349万6千円(繰越事業を含む)で、歳入歳出の執行状況は図1のとおりです。

【主な歳入項目の内容】  
 △市税：市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、事業所税、都市計画税(表2)  
 △国庫支出金：市が実施する特定の事業に対して国から交付されるもの  
 △地方消費税交付金：消費税収入のうち一定割合を県が交付するもの  
 △県支出金：市が実施する特定の事業に対して県から交付されるもの  
 △土木費：道路、河川、公園など都市基盤の整備に要する経費  
 △総務費：地域振興や防犯・防災対策、市民会館の運営などの一般行政に要する経費  
 △衛生費：保健衛生や環境保全、ごみ・し尿処理などに要する経費  
 △公債費：市債の元金、利子の償還金などに要する経費  
 問 財政課 ☎963-9115

△教育費：学校施設、学校給食、体育施設、図書館などに要する経費  
 △土木費：道路、河川、公園など都市基盤の整備に要する経費  
 △総務費：地域振興や防犯・防災対策、市民会館の運営などの一般行政に要する経費  
 △衛生費：保健衛生や環境保全、ごみ・し尿処理などに要する経費  
 △公債費：市債の元金、利子の償還金などに要する経費  
 問 財政課 ☎963-9115

△教育費：学校施設、学校給食、体育施設、図書館などに要する経費  
 △土木費：道路、河川、公園など都市基盤の整備に要する経費  
 △総務費：地域振興や防犯・防災対策、市民会館の運営などの一般行政に要する経費  
 △衛生費：保健衛生や環境保全、ごみ・し尿処理などに要する経費  
 △公債費：市債の元金、利子の償還金などに要する経費  
 問 財政課 ☎963-9115



越谷市認知症支援ガイドブック(第2版)を発行しました

認知症が疑われたとき、早期に相談先を見つけ、適切な医療・介護サービスを受けられるようにするために、変化していく状態に応じた適切なサービス提供の流れ(認知症ケアパス)を示す「越谷市認知症支援ガイドブック(第2版)」を作成しました。このガイドブックには、地域包括支援センターや医療機

関の相談・支援窓口を中心に掲載されています。ガイドブックは、地域包括ケア推進課(第二庁舎1階)、介護保険課(同)、障害福祉課(第三庁舎2階)、福祉推進課(第三庁舎2階)で配布しているほか、市ホームページから印刷できます。問 地域包括総合支援センター ☎963-9163

介護保険の施設(地域密着型サービス)の整備事業者を募集します

市では、介護保険の施設(地域密着型サービス)の整備事業者を募集します。募集するサービスは次のとおりです。  
 △認知症対応型共同生活介護  
 △定期巡回・随時対応型訪問介護看護  
 △看護小規模多機能型居宅介護  
 (受付期間) 7月3日(月)～

14日(金)(事前に電話で来庁日時をご連絡ください) \*詳しくは市ホームページをご覧ください。ご不明な点は介護保険課へお問い合わせください。問 介護保険課(第二庁舎1階) ☎963-9305

## 平成29年8月から 70歳以上の方の高額療養費制度の自己負担限度額が変わります



高額療養費制度とは、医療機関の窓口において同じ診療月に支払った医療費の自己負担額が高額になったときに、自己負担限度額を超えた分が支給される制度です。自己負担限度額は、個人もしくは世帯の所得に応じて設定されています。平成29年8月診療分から、70歳以上の方の自己負担限度額(月額)が下表のとおり変更となります。

\*社会保険に加入している方(本人と被扶養者)は、加入している医療保険者にお問い合わせください

区分	平成29年7月診療分まで		平成29年8月診療分から	
	外来(個人)	自己負担限度額 外来+入院(世帯*1)	外来(個人)	自己負担限度額 外来+入院(世帯*1)
現役並み課税所得145万円以上	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (多数回44,400円*2)	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (多数回44,400円*2)
一般課税所得145万円未満	12,000円	44,400円	14,000円 (年間上限14万4千円)	57,600円 (多数回44,400円*2)
住民税非課税	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
住民税非課税 年金収入80万円以下など		15,000円		15,000円

\*1 同じ世帯で同じ保険者に属する者  
\*2 過去12カ月以内に3回以上、自己負担限度額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、自己負担限度額が下がります

問 国民健康保険課 ☎963-9154  
 △国民健康保険に加入している方  
 △後期高齢者医療制度に加入している方 ☎963-9170